## 新旧対比表(未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示

●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示

### 第2章 未成年者口座の管理

旧

## (未成年者口座開設届出書等の提出)

第 2 条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるため には、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日まで に、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及 び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未 成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」及び「未成年 者非課税適用確認書 | 若しくは「未成年者口座廃止通知書 | を提出すると ともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に 基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示し て氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令 第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条 の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。) を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要 があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった 未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非 課税管理勘定に既に上株式等を受け入れているときは、当該廃止した日 から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通 知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできませ

新

# (未成年者口座廃止届出書の提出)

第 2 条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

- ん。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。
- 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令 第 25 条の 13 の 8 第 5 項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録または預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年 1 月 1 日におい

て 17 歳である 年の 9 月 30 日までに提出がされたものに限り、お客さまが 1 月 1 日において 17 歳で ある年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

- 第3条未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(こ

## (継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理 勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式 等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と 区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年から 2028 年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満であ る年に限ります。)の1月1日に設けられます。 の約款に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から 2028年までの各年(お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。

## (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第 5 条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの
- イ 受入期間内に、お客さまが当行で募集の取扱いにより取得をした当行が 取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」と いいます。)で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられる もの
- 口 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘 定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措 置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成 年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信

## (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第 5 条 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
  - ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの
    - イ 受入期間内に、お客さまが当行で募集の取扱いにより取得をした当 行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信 託」といいます。)で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入 れられるもの
    - ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理 勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特 別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定す る「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされ

託

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する株式投資信託
- 2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、 次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第 1 号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する株式投資信託

#### る株式投資信託

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から5年を経過する日(以下「5 年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する株式投資信託
- 2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、 次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
  - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第 1 号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円を超えないもの
  - ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託
  - ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する株式投資信託

#### (譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

#### (課税未成年者口座等への移管)

- 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
  - ① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日(以下、「5 年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第 5 条第 1 項第 1 号ロまたは同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
    - イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客さまが 18 歳未満である場合当該 5 年経過日の翌日に行う未成年口座と同時 に設けられた課税未成年者口座への移管
    - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保 管口座への移管
  - ② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に 行う他の保管口座への移管

## (譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

## (課税未成年者口座等への移管)

- 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
  - ① 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
    - イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客さまが 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
    - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保 管口座への移管
  - ② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に 行う他の保管口座への移管
  - 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1 号口及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げ

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

- 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
  - ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 6 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと

- る場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ① お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を当行が別に定める期限までに提出した場合又は当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

- 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
  - ① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で 定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座 及び課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている 上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)及び当該未成年者口座に設けられた 非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引 法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止された ことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除

- ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと
  - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号 及び第 6 号に規定する事由による譲渡
  - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託 の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による 譲渡
  - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡
  - 二 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由 による同号に規定する新株予約権の譲渡
  - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。) による譲渡

- き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成 年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管ま たは当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこ と
- ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 17 条第 2 号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと
  - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡
  - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託 の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による 譲渡
  - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡
  - ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由 による同号に規定する新株予約権の譲渡
  - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。) による譲渡

## (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 9 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由 または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたとき に当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成 年者口座を廃止いたします。

# (出国時の取扱い)

第 11 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出して

#### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

- 第 9 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由 または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたとき に当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成 年者口座を廃止いたします。
- 2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
- ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
- ② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日
- ③ 2026年1月1日

# (継続管理勘定等への移管)

第 11 条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非 課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定 が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上 場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

## (出国時の取扱い)

第 12 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、 当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する「出国移管依頼書」を提出 ください。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該 未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口 座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税 特別措置法 施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国 をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措 置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事項を記載した届出 書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への 上場株式等の受け入れは行いません。

してください。

- 2 当行が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お 客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未 成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当行が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租 税特別措置法 施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰 国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別 措置法施行規則第25条の13の8第12項第6号に定める事項を記載 した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理 勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

#### 第3章 課税未成年者口座の管理

ĺΗ

## (課税未成年者口座の設定)

第 12 条 課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座また は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わない ものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。な お、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、 当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先 するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限 度で預金規定を適用するものとします。

#### (課税管理勘定における処理)

第 13 条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条 | 第 14 条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条

# (課税未成年者口座の設定)

第 13 条 課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座また は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わない ものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。な お、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、 当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先 するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限 度で預金規定を適用するものとします。

# (課税管理勘定における処理)

の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録または金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等または預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

#### (譲渡の方法)

第 14 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録またはされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

## (課税管理勘定での管理)

第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条及び第 19 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録または金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等または預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

#### (譲渡の方法)

第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録またはされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

# (課税管理勘定での管理)

第 16 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

#### (課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第 16 条 課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等及び当該 課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準 年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。
  - ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
  - ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと
    - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号 または第 6 号に規定する事由による譲渡
    - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託 の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による 譲渡
    - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡
    - 二 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由 による同号に規定する新株予約権の譲渡
    - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株 式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定す る全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項 付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権

## (課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第 17 条 課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等及び当該 課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準 年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。
  - ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
  - ② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)または 贈与をしないこと
    - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡
    - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託 の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による 譲渡
    - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡
    - ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由 による同号に規定する新株予約権の譲渡
    - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株 式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定す る全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項 付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権

- の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権 の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 17 条 第 15 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

- (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)
- 第 18 条 お客さまの基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該

- の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権 の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる上場 株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上 場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その 他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座 からの払出しをしないこと

## (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

- 第 18 条 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
- 2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合に は、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた 未成年者口座を廃止いたします。
- ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が 設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
- ② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日
- ③ 2026年1月1日
- (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)
- 第 19 条 お客さまの基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該

課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。

## (出国時の取扱い)

第 19 条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章 (第 14 条及び第 18 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。

## (出国時の取扱い)

第 20 条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章 (第 15 条及び第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

## 第4章 口座への入出金

旧

- 第 20 条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本 人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によること といたします。
  - ① お客さま名義の当行預金口座からの入金 なおお客さまには、第 12 条に定める課税未成年者口座の開設に当た り、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、第 1 号に定める入 金のためのお客さま名義の当行預金口座を開設していただきます。
- 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に

新

- 第 21 条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本 人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によること といたします。
  - ① お客さま名義の当行預金口座からの入金 なおお客さまには、第 12 条に定める課税未成年者口座の開設に当た り、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、第 1 号に定める入 金のためのお客さま名義の当行預金口座を開設していただきます。
- 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に

定める取扱いとなります。

- ① お客さま名義の当行預金口座への出金
- ② 現金での引出(窓口で行うものに限ります。)
- ③ お客さま名義の当行投資信託口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さ まの法定代理人に限ることとします。
- 該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭 または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとし ます。
- の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

旧

定める取扱いとなります。

- ① お客さま名義の当行預金口座への出金
- ② 現金での引出 (窓口で行うものに限ります。)
- ③ お客さま名義の当行投資信託口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さ まの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当 4 お客さまの法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当 該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
  - 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭 または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとし ます。
- 6 お客さま本人が第2 項第2 号に定める出金等を行う場合には、お客さま 6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さま の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

## 第 5 章 代理人による取引の届出

# (代理人による取引の届出)

- 第 21 条 お客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座におけ る取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行って いただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当 行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権 の確認などをさせていただく場合があります。
- 2 お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あら かじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要がありま

新

# (代理人による取引の届出)

- 第 22 条 お客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座におけ る取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行って いただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当 行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権 の確認などをさせていただく場合があります。
- 2 お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あら かじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要がありま

す。この場合においては前項後段の規定を準用します。

- 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取 引を行っている場合において、お客さまが 18 歳に達した後も当該法定代 理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようと する場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく 必要があります。
- 4 お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 4 お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座におけ る取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提 出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さ まの 2 親等内の者に限ることとします。
- 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口 座において取引を行っている場合において、お客さまが 18 歳に達した後 も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続 しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行って いただく必要があります。

## (法定代理人の変更)

第22条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届 出を行っていただく必要があります。

- す。この場合においては前項後段の規定を準用します。
- 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取 引を行っている場合において、お客さまが 18 歳に達した後も当該法定代 理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようと する場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく 必要があります。
- 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座におけ る取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提 出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さ まの 2 親等内の者に限ることとします。
- 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口 座において取引を行っている場合において、お客さまが 18 歳に達した後 も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続 しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行って いただく必要があります。

# (法定代理人の変更)

第23条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届 出を行っていただく必要があります。

## 第6章 その他の通則

旧	新
(取引残高の通知)	(取引残高の通知)

第 23 条 お客さまが 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

## (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第 24 条 お客さまが受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

## (基準年以降の手続き等)

第 25 条 基準年に達した場合には、当行はお客さま本人に払出制限が解除 された旨及び取引残高を通知いたします。

## (非課税口座のみなし開設)

第 26 条 2017 年から 2023 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所にお

第 24 条 お客さまが 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

#### (課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第 25 条 お客さまが受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

## (基準年以降の手続き等)

第 26 条 基準年に達した場合には、当行はお客さま本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

## (非課税口座のみなし開設)

第 27 条 2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳 である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者 口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する 非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租

- いて、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非 課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

#### (本契約の解除)

第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

## (本契約の解除)

第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 第 18 条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第2号の規定によりお客さ

- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年 者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法施行令第 25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

# (免責事項)

第 28 条 お客さまがこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の 責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税 制上の取扱い等に関し、お客さまに生じた損害等については、当行はその

#### まが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

- ④ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第 12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法施行令第 37条の14の2第 20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

# (免責事項)

第 29 条 お客さまがこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の 責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税 制上の取扱い等に関し、お客さまに生じた損害等については、当行はその 責めを負わないものとします。

## (合意管轄)

第 29 条 この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行 の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所 を指定できるものとします。

## (約款の変更)

第 30 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。なお、改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。

責めを負わないものとします。

## (合意管轄)

第 30 条 この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行 の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所 を指定できるものとします。

## (約款の変更)

第 31 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。なお、改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。